

## *PwC Tax Insight (No.15/2019)*

# 歳入法典第 52 号投資信託の課税に関する改正法が施行

Issue 24 May 2019

**pwc**

.....  
投資信託の課税に関する歳入法典改正法第 52 号が施行されました。  
.....

投資信託の課税に関する歳入法典の改正法第52号 (B.E.2562 (2019))が、2019年5月22日に官報に掲載されました。本法律は、2019年8月20日より施行されます。

本改正は、投資信託への投資にかかる課税の公平性を促進し、現行の法律の下で存在しているタイ投資に関する課税の不公平性を軽減する事を目的としています。

主な改正内容は以下のとおりです。

### 主な変更点

- タイの法律または海外の法律に基づき設立された投資信託(以下、「投資信託」という。)は、法人として区分され、法人税の課税対象となります。
- 改正法が施行された日から、投資信託が收受する歳入法典40(4)(a)条に定める利子等の所得に対して15%の法人税が課されます。しかし、投資信託が改正法施行前から所有している預金、為替手形、約束手形および債務証券から生じる歳入法典40(4)(a)条に規定する所得は、課税対象になりません。
- 投資信託より支払われる利益分配金および投資信託の売却により生じたキャピタルゲインは、それぞれ歳入法典40(4)(b)および(g)条に基づき、課税所得として区分されます。本改正は、これらの投資収益を非居住者投資家に対して送金する際の源泉所得税の課税関係に、大きな影響を及ぼす可能性があります。

### 所見

- 本改正は、投資信託および投資家のいずれにも、大きな税務上の影響を与えるため、本改正を踏まえて税金の取扱いを検討する必要があります。
- 本改正に基づく、投資信託と投資家のレベルにおいて同一の所得に対して2回課税がなされる可能性があります。この場合には結果として、経済的<sup>2</sup>二重課税が生じると考えられます。歳入局は、この二重課税を救済するための措置を定めた追加規則を、今後発行する可能性があります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Orawan Fongasira

Nopajaree Wattananukit

Jareeporn Phongsuriyanunt

Suttinunt Pattayanunt

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

桑木 愛子 (0 2844 1186/Mobile:08 18633101) [aiko.kuwaki@pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@pwc.com)

熊崎 裕之 (0 2844 1269/Mobile:08 845554601) [kumazaki.hiroyuki@pwc.com](mailto:kumazaki.hiroyuki@pwc.com)

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) [tatsuki.nakaishi@pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com)

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) [matsushita.shuntaro@pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@pwc.com)

森岡 青紀 (0 2844 2102/Mobile:06 26032435) [aoki.morioka@pwc.com](mailto:aoki.morioka@pwc.com)

玉木 寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) [tamaki.toshinori@pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がございましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).